

社外取締役の独立性基準

パーソルホールディングス株式会社

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有するものと判断する。

1. 主要な取引先及び借入先

- (1) 当社グループの取引先で、直近事業年度を含む過去 3 事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の 2%を超える取引先又はその業務執行者
- (2) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度を含む過去 3 事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額がその者の当該事業年度における年間連結売上高の 2%を超える者又はその業務執行者
- (3) 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近事業年度を含む過去 3 事業年度のいずれかの末日時点における借入金残高が当該事業年度末日時点における当社の連結総資産の 2%を超える金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者

2. 当社グループから多額の金銭その他の財産を得ている専門家

- (1) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去 3 事業年度の平均で、役員報酬以外に 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (2) 法律事務所、会計事務所、税理士法人又はコンサルティングファームその他の専門的アドバイザーファームであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去 3 事業年度の平均で、その年間連結売上高の 2%を超える支払いを受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く。）

3. 大株主

- (1) 直近事業年度末日時点における当社の大株主（総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。以下同じ。）又はその業務執行者若しくは業務執行者でない取締役
- (2) 直近事業年度末日時点における当社の大株主の子会社の業務執行者
- (3) 直近事業年度末日時点において当社グループが大株主となっている者の業務執行者

4. 当社グループから多額の寄付・助成を受けている者

- (1) 当社グループから、直近事業年度を含む過去 3 事業年度のいずれかにおいて、年間 1,000 万円を超える寄付又は助成を受けている者
- (2) 当社グループから寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体であって、過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループから得ている寄付又は助成額がその年間総収入の 2%を超える団体の業務執行者

5. 会計監査人

- (1) 当社グループの会計監査人である公認会計士又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

6. 役員の相互就任の関係にある先の者

- (1) 当社グループから取締役又は監査役（いずれも常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者

7. 過去において該当していた者

- (1) 過去 3 年間に於いて上記 1.から 6.までに掲げる者のいずれかに該当していた者

8. 近親者

- (1) 上記 1.から 7.までに掲げる者又は過去 3 年間に於いて当社グループの業務執行者に該当していた者（重要でない者^(注)を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族

(注) 重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員（株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員）以外の者をいい、(ii)専門的アドバイザリーファームについては、社員又はパートナー以外の者（アソシエイト及び従業員）をいう。

以上

2019 年 5 月 20 日 制定
